

令和元年度
東京都福祉のまちづくり
事業者団体等連絡協議会

令和元年7月3日

(午後03時00分 開会)

○中條福祉のまちづくり担当課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まだ、2名ほど委員の方が見えられておりませんが、定刻となりましたので、令和元年度東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会を開催させていただきます。

私は事務局を担当いたします福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の中條と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、着席して続けさせていただきます。

まず最初に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。会議資料でございますとおおり、資料1から資料8-2まででございます。それぞれの資料につきましては、説明の際に再度、確認をさせていただきますが、不足等ございましたら、適宜、事務局にお申しつけいただければと思います。

また、配付資料とは別に、参考資料①から⑨、そして、座席表を配付しております。

続きまして、第12期東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会委員で交代等のあった方が3名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。

まず、日本チェーンストア協会につきましては、今回から滝委員にご就任いただきましたので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、東京建設業協会、松村委員の後任としてご就任いただきました、野瀬委員でございます。

○野瀬委員 野瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中條福祉のまちづくり担当課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、全国銀行協会、小川委員の後任としてご就任いただきました、諏訪委員でございます。

○諏訪委員 諏訪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中條福祉のまちづくり担当課長 よろしくよろしくお願いいたします。

他の委員の方々のご紹介につきましては、参考資料①の委員名簿にてかえさせていただきます。

次に、本日の委員の出欠状況についてご報告させていただきます。本日は、14名の委員の方にご出席いただいております。日本道路建設業協会の茅野委員、日本ホテル協会の岩佐委員、東京私立中学高等学校協会の間庭委員につきましては、ご欠席でございます。また、東京ハイヤー・タクシー協会の門井委員の代理として業務部長の小池様、日本労働組合総連合会東京都連合会の蒔田委員の代理として副事務局長の大澤様にご出席いただいております。

本日はほかに、東京都の関係部署の職員が出席させていただきます。

なお、本協議会は公開となっており、会議の議事録は、東京都ホームページに掲載され、インターネットを通じて公開されますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、議事に入ります前に、福祉保健局生活福祉部長の坂本から、一言ご挨拶を申し上げるところなのですが、急遽、所用ができて本日会議に参加できないため、私が挨拶文を代読させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日は、ご多忙中のところ、東京都福祉のまちづくり事業者団体連絡協議会にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

東京都では、平成7年に福祉のまちづくり条例を制定し、それにあわせて、本連絡協議会を設置しました。それ以降、約四半世紀にわたり、本連絡協議会との意見交換も踏まえながら、福祉のまちづくりにかかわる、さまざまな施策を展開してまいりました。

これまでに、都内の鉄道・路線バスなどの公共交通や道路・建築物・公園等のハード面のバリアフリー化は着実に進展し、情報や心のバリアフリーなどソフト面の取り組みも進んでまいりました。

今後は、来年開催の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みをレガシーとして継承し、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会「ダイバーシティ」の実現が期待されているところです。

そのため、昨年度、バリアフリー法の改正等を踏まえ、福祉のまちづくり条例においても、観覧席における車椅子使用者が観覧しやすいサイトラインや、宿泊施設の客室、公共交通施設に関する整備基準の改正などを行い、整備基準のレベルアップを図りました。

また、ことし3月には、事業者の皆様が建築物等を整備する際の参考としていただけるよう、整備基準の考え方や望ましい整備について図解も含めて詳しく解説した「施設整備マニュアル」を改訂しました。

さらに、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、今年度からの5カ年を計画期間とする新たな「福祉のまちづくり推進計画」を策定いたしました。計画事業は120事業、所管局は20局にわたる全庁的な計画として着実に推進してまいります。

福祉のまちづくりを推進していくに当たりましては、何よりも事業者の皆様のお力添えをいただきながら進めていくことが大変重要と考えております。東京に暮らし、東京を訪れる全ての人が、安全・安心、快適に過ごすことができるよう、事業者の皆様をはじめ、都民や区市町村と手を携え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向けて、一層の施策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

今日は、委員の皆様方から、各業界団体の代表としてのお立場から、ご意見を伺えればと思っておりますので、どうぞお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

代読は、以上でございます。

それでは、これより先の進行は、前川会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○前川会長 建築士事務所協会の前川でございます。前回に引き続きまして、私が進行の任に当たらせていただきます。それでは、着座にて進めさせていただきます。

お手元の次第3、議事に沿って進めさせていただきます。議事(1)から(5)その他までございますけれども、一通り説明をいただきまして、その後に皆様からの質疑、応答、意見交換を行いたいと存じます。

まず最初に、(1)の東京都福祉のまちづくり推進計画(2019年度から2023年度)の策定について、事務局からご説明をお願いします。

○中條福祉のまちづくり担当課長 事務局から説明をいたします。

A4横、資料1をごらんください。

福祉のまちづくり推進計画の策定についてでございます。

この推進計画の位置づけでございますが、福祉のまちづくり条例に基づき策定するものでございまして、福祉のまちづくりを推進するための総合的な基本計画となっており、今回の計画期間は5年間となっております。策定に当たりましては、やはり条例に規定のございます福祉のまちづくり推進協議会で、十分に検討して策定するわけですが、その中で、今日のバリアフリーをめぐる現状についても整理をしております。

別途、お配りしております参考資料3がその推進計画の冊子になりますが、バリアフリーをめぐる現状につきましては、15ページに詳しく触れておりますので、後ほどごらんください。

まずは、国の動向等についてですが、国はユニバーサルデザイン2020行動計画を策定しております。また、並行して障害者差別解消法の施行、バリアフリー法の改正等を行う中で、大会を契機とした共生社会の実現や、社会的障壁の除去を明確に打ち出しているという現状がございます。

その一方で、都民の意識調査につきましては、18ページに記載がありますが、ユニバーサルデザインという言葉や意味を知っている人は約3割にとどまるという結果が出ております。

こういったことを踏まえまして、推進協議会から意見具申を頂戴し、それを踏まえて我々としましては、計画の目標として、「誰もが自らの意志で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、ともに楽しむことができる社会」というふうに打ち出しております。これは5ページに記載されております。

また、その推進に当たってのポイントとしまして、福祉のまちづくりで目指す社会像をみんなで共有していきましょう、高齢者や障害者等の当事者参加を促して、その意見を反映していきましょう、都民、事業者、行政等の一体的な推進を行ってまいりましょう、ということのポイントとしております。

また、今回の推進計画の五つの視点と主な施策を用意しておりますが、それにつきましては、6ページに概略がございます。

I番目の柱としましては、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進です。

II番目としましては、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備ということで、建物、公園等、公共住宅のバリアフリー。

III番目に、災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進。

そしてIV番目が、情報のバリアフリーの推進。

そして最後に、心のバリアフリーの推進ということで、全部で5本の柱、事業数にしますと120事業、20局にわたる全庁的な規模になっております。

1枚おめくりいただきますと、このようなメニューがあるんですよという主な計画事業について触れさせておまして、この資料の左半分がハード面のバリアフリーと言われるもの、そして右半分が情報、心の、ソフト面のバリアフリーと言われているものがございます。左のハードの一番上、鉄道駅のバリアフリーにつきましては、例えば、鉄道駅、これは新宿駅ですけれども、新宿駅のサインの改善であるとか、その隣は、鉄道駅の段差解消ということで、バリアフリールートを複数化する。そして遠回りにならないように最短化する等の工夫をしているところでございます。

真ん中に誰もが利用しやすい車両の推進ということで、フルフラットバスであったり、リフトつき観光バスであったり、環境性能の高いUDタクシー支援であったり、こういうことを事業として行っております。

最後に、左の一番下です。快適に利用できる施設や環境の整備ということで、当事者参加による点検であるとか、後ほど改めて説明がございましたが、宿泊施設のバリアフリー化ということで、「OPEN STAY TOKYO」と銘打って取り組みを行っているところでございます。

また、右側のソフト面のバリアフリーにつきましては、本日資料8で、また改めてご案内いたしますが、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」というポータルサイトをご用意しまして、バリアフリー情報の発信をしたり、また資料7でご説明しますが、だれでもトイレのオープンデータ化ということを行いまして、どこにだれでもトイレがあるのか、そしてだれでもトイレにどういう設備があるのかということについて情報発信をしています。

最後に、心のバリアフリーにつきましては、また後ほど資料5で説明をいたしますが、心のバリアフリーの取り組みをしてくださっている企業などと連携しまして、そういった企業をサポート企業として登録する取組を行っております。これも後で触れたいと思います。

こういった事業を通じてユニバーサルデザインの理念に基づくハード、ソフトの一体的な整備をさらに推進してまいりたいと思っております。

推進計画については、以上でございます。

- 前川会長 ありがとうございます。（１）の東京都福祉のまちづくり推進計画についてご説明いただきました。なお、ご質問、ご意見につきましては、全ての議事が終わり次第お受けいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、（２）の東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正について、ご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

- 中條福祉のまちづくり担当課長 事務局から説明いたします。

A4横、資料2をごらんください。

今回、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行っておりますが、二つに分けて改正をしております。

まず、平成31年4月1日施行の規則改正でございますが、これは建築物編の中でも、車椅子利用者対応観覧席・客席等からサイトラインの配慮を整備基準に追加するというものでございまして、これは遵守事項、努力事項共通でございます。このサイトラインというのは、劇場やスタジアムの観客、観覧のおのおの席の方が、前の席の方の頭、もしくは肩を越して見ても、ちゃんと競技であるとか、演劇であるとか、そういったものを見ることのできる視野の限界線ということでございまして、それを十分配慮してくださいというものでございます。これをサイトラインの「確保」としなかったのは、現状でも柱があったり、必ずしも100%全部見えるということは難しいという議論がございまして、「配慮」という言葉を使って表現をしております。

また、後ほど整備マニュアルの話をいたしますので、その中で触れたいと思っております。マニュアルには120ページに記載がございまして、

続きまして2番目の規則改正で、こちらは令和元年9月1日施行のものでございまして、これはバリアフリー法、バリアフリー条例にあわせて規則改正するというものでございまして、そのため、時期がずれたものでございます。

大きく分けて2点ございます。まず建築物編でございまして、宿泊施設について、もともと車椅子使用車用客室については、規定はありましたが、それを1室以上から客室総数の1%以上とするというふうに修正をしております。

また、隣の一般客室については、新規の新たな基準を設けまして、（１）から（４）まで、客室までの経路に段差を設けない、客室の出入り口の幅80センチメートル以上、客室内の便所及び浴室の出入り口幅は70センチ以上を義務とし、努力基準として出入り口幅75センチ以上としております。また、客室内に段差を設けない。こういった宿泊施設における規定を設けております。ただこれは、床面積の合計が1,000平米以上のホテルまたは旅館を建築する場合ということでございます。

続きまして、公共交通施設編でございまして、まず一つ目、移動等円滑化経路につきましましては、国の省令改正に伴う改正でございます。移動等円滑化経路の最短化、複数化です。そして、乗りかえの場合の経路の最短化、複数化について記載させていただいて

おります。

また、エレベータにつきましても、国にあわせて改正を行いまして、これは右に表がございますが、籠の幅や奥行きについて、利用者の状況を考慮して定めるということにしております。

規則改正につきましては、以上でございます。

○前川会長 東京都福祉のまちづくり条例施行規則の改正について、ご説明をいただきました。

続きまして、議事の（３）東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂等について、これも事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○中條福祉のまちづくり担当課長 事務局から説明いたします。

資料３及び資料３－２をごらんください。資料３－２は施設整備マニュアルの中から該当するページを特に抜き出しているものでございまして、今回ご説明したい部分について、下線を引っ張っておりますが、この下線が普通の黒い下線なので、ちょっと見にくくて申しわけございませんが、適宜ご参照いただければ幸いに存じます。

まず１の建築物編についてご説明します。●○でございますが、●のほうが遵守基準でございます。これは守るべき基準。そして○については、望ましい整備について記載をさせていただいております。先ほどの施行規則の改正と重なる部分がありますが、再度触れさせていただきます。

まず、（１）観覧席・客席については、追加をいたしまして、サイトラインへの配慮という事項を遵守基準として追加させていただいております。そのほか、水平方向及び垂直方向への客席の分散配置、配慮が必要な人の座席の確保について望ましい整備とさせていただきます。

続きまして、（２）便所、トイレにつきまして、これにつきまして資料３－３というやはりＡ４横の資料がございます。こちらをあわせてご参照いただければと存じます。こちらいずれも望ましい整備でございますが、１番目に、ピクトグラム等によるわかりやすい案内表示を例示してくださいということです。

２番目に、１カ所を除き、残りの全ての大便器を腰掛け式とするという表現が前にありましたが、これを削除しております。この意図というのは、「１カ所を除き」と書いてしまうと、この１カ所は必ず和式にしてくださいというふうに読めてしまうという誤解がございますので、削除したということでございます。

３番目、車椅子利用者用便房等を便房総数の５０分の１以上整備とするということでございます。

４番目、洗浄装置等のボタン等のＪＩＳ規格を参照し統一とありますが、資料３－３にもございますとおり、なかなかわかりにくい、高機能化が進んでしまってわかりにくいというような指摘もございますので、例えば、だれでもトイレでボタン式をつくる、

感知式であってもボタン式を併設するであるとか、操作方法のわかりやすい表示等々をぜひ取り組んでいただきたいという願いもございます。よろしくお願いいたします。

最後に、大型ベッドの寸法及び配置についての配慮ということでございまして、これについても望ましい整備として記載をさせていただいております。

実際に利用者の方に聞きますと、大型ベッドがないと、座位を保てない方が、床面にシートを敷いて、そこに寝て、おむつの交換等をしている現状があるというふうに聞いております。この大型ベッドというのは、ベビーベッドより大きいしっかりしたものですので、ベビーベッドとしても機能するという話も聞いておりまして、ぜひ設置が拡大するとよいと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして（３）店舗につきまして、店舗内の通路や座席等の配慮をお願いしたいという記載を追加させていただいております。

右の欄にいつていただきまして、（４）駐車場、これも追加でございまして、建物内駐車場の天井の高さを確保する。２３０センチ以上確保していただくのが望ましいという記載をさせていただいております。

そして（５）これも繰り返しになりますが、宿泊施設の客室につきまして、車椅子使用者用客室の総客室数の１００分の１、１％以上の整備、そして、一般客室に関する規定としまして、新規にこちらの４点を挙げさせていただいております。ご説明は先ほどと一緒にございます。

そして、望ましい整備としまして、既存客室の改善、改修に当たっての留意点、ホームページ等での情報発信に当たっての留意点というのを記載させていただいております。

そして最後に、（６）その他ということで、救急処置室や休憩室の設置、視覚障害者誘導用ブロック上にもものを置かない等の注意喚起、認識しやすい文字の大きさやユニバーサルデザインフォント等の書体例を挙げさせていただいております。

以上が建築物編でございます。

続きまして、公共交通施設編でございますが、こちらも先ほどの施行規則の改正と重なっておりますが、（１）移動等円滑化経路につきまして、移動等円滑化経路の最短化、複数化、乗りかえ経路の最短化、複数化を挙げさせていただいております。

そして（２）エレベータですが、籠のサイズについて、使われる方の利用状況に配慮していただきたいということと、スルー型エレベータというものがございまして、ドアが２方向についているエレベータのことを言う聞いておりますが、そちらの設置について望ましい整備とさせていただいております。このほか、バス停留所上屋の整備についても記載しております。

施設整備マニュアルの説明については以上でございます。

○前川会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、続きまして、議事の（４）OPEN STAY TOKYOについてご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○府馬政策企画局政策調整担当課長 東京都政策企画局の府馬と申します。私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

本日、ご出席されている皆様の中に、宿泊施設に関係される業界の方もいらっしゃることから、東京都の宿泊施設のバリアフリー化に向けた取り組みについて、少しご紹介をさせていただきたいと思います。

既に、先ほどの福祉のまちづくり推進計画のご紹介の中でもこの「OPEN STAY TOKYO」を銘打って進めているというご紹介がありましたけれども、大きく分けまして三つ、右に書いてございます取り組みを進めているところでございます。

お手元の参考資料の中で、参考資料5、参考資料6、参考資料7を今回関連資料としてお配りさせていただいているところでございます。

資料4の、建築物バリアフリー条例を改正しましたというところでございますが、参考資料の5でより詳細な情報も記載させていただいているところでございます。

概略を申し上げますと、これまでの車椅子利用者用客室だけではなく、全ての一般客室に基準を設ける条例を制定いたしまして、客室の出入り口は80センチ以上にしてください。そして、便所、浴室等の出入り口幅は70センチ以上にしてください。努力義務規定としては便所、浴室等の出入り口幅は75センチ以上にしてほしいということも記載をさせていただいているところでございます。また、客室内に階段や段差を設けないでください。そして、客室までの経路にも階段又は段差を設けないでくださいということを変更して条例のほうで記載をさせていただいて、宿泊施設にこの基準を満たしていただけるようお願いを申し上げるところでございます。

この条例、平成31年の9月以降に着工する建築物に適用される条例となつてございます。既存の、既に営業されているホテルには直接網はかからないんですけれども、新たに着工される物件のほかにも、既存の施設もぜひこの基準を満たしていただきたいということで、2番目の補助制度をご活用くださいというところをご用意しております。

参考資料の6番と7番で、この補助制度のことですとか、アドバイザー制度のことについても、触れさせていただいております。今回の条例により東京都として一般客室に向けてのバリアフリー基準を設けさせていただきましたので、既存の客室についても基準に合致するような整備や改修を進めていただきたいということで補助金、またはアドバイザーの派遣もやっております。

補助金につきましては、最大で9割まで補助させていただくような制度になってございます。また、そういう施設整備ではなくて、備品を購入していただく、例えばシャワー用の車椅子チェアですとか、屋内の信号装置、電動リクライニングのベッド等をご購入いただく場合も80%の補助をさせていただくような制度をご用意しておりますので、ぜひ、ご活用いただきたいと考えております。

最後に、この後、福祉保健局のほうからもご紹介があると思うんですけど、これらの

バリアフリー化された宿泊施設の情報をホテルのホームページで情報公開をしていただきたいということとともに、東京都といたしましても、「とうきょうユニバーサルデザインナビ」というホームページをご用意してございます。こちらでこれらの宿泊施設もご紹介をさせていただきたいというふうに思っているところでございますので、こういった取り組みをあわせて2020大会に向けてバリアフリー化が進んだ宿泊施設をより多くの方にご紹介を差し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

ご説明は以上になります。ありがとうございました。

○前川会長 ありがとうございます。

以上で（１）から（４）までの議事につきまして、ご説明が終わっております。

それでは、続きまして、（５）その他でございますけれども、事務局から何かございましたでしょうか。

○中條福祉のまちづくり担当課長 それでは、資料5以降を使用しまして、ご説明と申しますか、ご案内と言いますか、ご協力をぜひ、ひとつよろしく申し上げますといった内容でございます。

まず、資料5、A4横でございますが、東京都「心のバリアフリー」サポート企業連携事業についてというものでございます。これは昨年度から始めた事業でございます。心のバリアフリーに主体的に取り組んでいて、都の取り組みに協力するという企業様がいらっしゃれば、ぜひ心のバリアフリーサポート企業という名称で登録をさせていただき、私ども東京都のホームページで取り組み内容を宣伝させていただき、公表させていただくことにより、東京2020大会を契機とした心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図りたい、そしてユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進したい、そういう趣旨でやっている事業でございます。登録要件は、従業員の皆様に対して、心のバリアフリーを推進するための取り組みとして、研修であるとか、勉強会を開催していただいているとか、社内報で周知しているとか、いろいろ取り組みが書いてありますが、本当に、小さなことからコツコツとじゃないですけども、そういう心のバリアフリーに関連するような取り組みを行っている企業様がいらっしゃいましたら、どんどん登録させていただきたいと思っております。

登録のメリットとしましては、一つ目は、登録証が発行されるということと、非常によい取り組みをしているということであれば、それを公表させていただいていますが、資料の5-2以降にその取り組みの事例が書いてありまして、これは本事業の受託事業者と皆様方企業様とでいろいろお話をさせていただきまして、こういうものをつくっております。非常にすばらしい取り組みをやっておられると私も読んで思っております。

昨年度実績として150社がサポート企業として登録いただきまして、その中から11社の取り組みを好事例としてご紹介させていただいております。この取り組み、令和元年度も引き続き行っておりまして、我々も頑張っておりまして、我々も頑張っておりまして、委員の皆様方の企業様はもちろんで

すが、事業者団体のほかの事業者様にもぜひ、こういう取組があるんだよということを、宣伝をしていただければと思います。先日、私どもの小池知事もバリアフリー懇談会という会を立ち上げまして、その中でも委員の方々から「心のバリアフリーはすごく大事ですね」といった話や、「ハードはもちろん大切なんですけれども、ハードでも全てを満たすことはできない、最後は人の力で何とかするんだよね」ですとか、「そういうちょっとした気づきであるとか、そういったものが日本人の中にも出てくるといいね」などという話がありました。そういったところの民間の事業者様の取り組みをますます期待したいなと思ひまして、こういう事業をやっておりますので、ひとつご協力よろしくお願ひいたします。

以上が、資料5と、資料5-2でございます。

続きまして、資料8までそのままご説明をさせていただきますと、資料6、「駐車場必要な人のために空けてあけておこう」というチラシでございます、今現在、車椅子使用者など、車の乗り降りに広いスペースが必要な方が、多数いらっしゃると思います。そういう方のために、専用区画を設けていますが、ここを普通のドライバーの方は駐車禁止とするのはなかなか難しい。駐車場というのは民有地でございますので、罰則を設けることも難しい。あと、他県に行きますとパーキングパーミット制度と言ひまして、許可をもっている人でないと、パーが下がっていて止められない、そういう仕組みをやっている県もあるというふうに聞いていますが、なかなか大都市圏になりますと、利用者の方の数が多いのに比べて、こういう区画が絶対的に少ないという事情もあり、なかなかそういう制度を導入して、本当に効果があるのかというのが難しいと我々も現時点では考えております。そのため、一都三県でキャンペーンをしてこういうチラシを配って、皆様にご協力をお願いしているところでございます。

こういう対応のやり方は、きっといろいろあると思います。ですので、きょうはお配りしていないんですけれども、従前、障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドラインということで、どうしたら適正に使っていただけるかということをお事業者の方に使ってもらうためのガイドラインというのをつくっておりますので、これもご入り用でしたらぜひ、お求めいただければご用意いたしますので、ごらんいただければと思ひております。

これも、いろいろな考え方があって、じゃあ、例えばこのポスターを見ましても、車椅子と妊婦さんでは、どっちが優先なんだとか、こういう議論も出てきたりするというようなことも言われたりしておりますので、駐車場を運営されている、例えばスーパーマーケット等では、なかなか難しい課題も抱えているのかなとは思ひますが、必要な人が必要なときに使える駐車区画でありたいなと、我々は思ひておりますので、ぜひ、ガイドラインをごらんいただき、ひとつご協力よろしくお願ひしたいと思ひております。

以上が資料6の説明でございます。

続きまして、資料7、A4横の資料でございます。

だれでもトイレのバリアフリー情報のオープンデータ化ということですが、これは、平成31年3月末にプレス発表いたしました。私ども東京都で、都の施設、区市町村の施設、そして民間鉄道事業者様のご協力をいただきまして、そういった施設に設置しているだれでもトイレの場所であるとか、そのトイレにどんな設備が設置されているのかということオープンデータとして公表しました。

このオープンデータというのは何かと言いますと、もともと民間の事業者様に活用していただくという目的で、フリーの情報をカタログサイトという東京都のページにご用意して、事業者様に、どなたさまでもダウンロードしていただき、例えば、地図アプリに乗せてみるとか、いろいろな使い方ができる、そんなデータだと我々は考えております。

今回、トイレの設置数はごらんのとおりでございます。提供情報につきましても、必要なものは全部そろっているのかなと思っておりますが、特に設備の様子を三方向で写真におさめているというところが特徴かと思っております。

これは現在も東京都オープンデータのカタログサイトに掲載してございます。本日も参加の事業者団体の皆様にもご活用いただけるものでございますので、ご案内させていただいたところでございます。

資料の内容については、以上でございます。

最後に、資料8でございます。

とうきょうユニバーサルデザインナビについて、ご紹介をさせていただきます。

これは何かと言いますと、都内のバリアフリー・ユニバーサルデザイン情報を集約したポータルサイトということで、要するにリンク集ということでございます。施設のバリアフリー状況、外出時の移動に便利な交通機関の情報であるとか、さまざまな、それこそトイレの情報等についても、パソコンやスマートフォンで簡単に検索が可能ということになっております。

現在、このユニバーサルデザインナビにつきましては、より使いやすいページになるように、改修作業を予定しているところでございますが、これは、事業者の皆様をお願いなのですが、我々は、情報バリアフリー会社の実現のためには、実際その施設や設備を持っている方が自らのホームページ、ウェブサイトで発信をしていただくことというのが基本だと考えております。例えば、バリアフリーな客室があるホテルさんがご自身のホームページにそれを掲載していただき、我々は、それに対してリンクを張るというやり方が一番望ましいのかとは思ってはいるのですが、これは、お願いというベースですが、ぜひ、バリアフリー情報をご自身のウェブサイトで発信をしていただきたいなと思っております。

そして、その暁には、私どものUDナビとリンクをさせていただきまして、そういった情報を欲しい方がいつでも探せる、そんな世の中になっていけばいいと思っております。

ユニバーサルデザインナビにつきましては、次のページに資料8-2として、チラシを挟んでおりますので、ぜひごらんをいただければと思っております。

資料8についての説明も以上でございます。ありがとうございました。

○前川会長 お疲れさまでした。

以上で、本日予定しておりました議事、並びに、お配りしている資料の説明は全て終了いたしました。

本日の議題についてのご意見、ご感想をここでいただきたいと存じます。

また、本日は、福祉のまちづくりに関係する事業者団体の代表の方が一堂に会しておりますので、この場において情報交換をしたいというような事項がございましたら、限られた時間ではございますがご発言いただきたいと存じます。

よろしければ、お一人ずつ、ご意見を伺いたいと存じますので、各団体で取り組まれていることなどがございましたら、ぜひご紹介いただければと存じます。

また、東京都の福祉のまちづくり施策について、皆様のお立場から、こうすれば参加しやすくなる、また、こうしてもらえともっと効果があるのではないかなど、何でも結構ですので、ご意見を頂戴できればと存じます。

それでは、名簿順でお願いしたいと存じます。まずは、東京建設業協会の野瀬委員、いかがでしょうか。

○野瀬委員 東京建設業協会でございます。専務理事の野瀬と申します。

私たちは、都内の建設業者278社の元請けで構成されている団体、いわゆるゼネコンの団体でございます。発注者の意向に基づいて、公共民間の建築物あるいは、建物や構造物等を建築していくという性格なものでございますけれども、今お話が出ております、高齢者ですとか、障害者ですとか、その他、いわゆる社会的な弱者の方に優しいユニバーサルデザインのまちづくりは非常に重要な視点だと思いますので、私たちであれば、公式の会議体もありますし、ホームページもありますし、講習会、研修会とも実施しておりますので、いろいろな機会を通じて、この福祉のまちづくりが進展できるように、東京都さんと協力して、事業を進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○前川会長 ありがとうございます。

それでは、日本民営鉄道協会、滝澤委員、よろしく願いいたします。

○滝澤委員

日本民営鉄道協会の滝澤と申します。よろしく願いいたします。

先ほど、いろいろご説明いただいたように、バリアフリーの関係につきましては、今、オリパラを契機として、まさに大きく変わろうとしている状況だと思います。ユニバーサルデザイン2020行動計画の決定しかり、国におきましてもバリアフリー法の改正がされました。そういった中で、ハード面ではホームドアの整備でありますとか、ソフト面においても、交通事業者向けの研修ガイドラインの策定及び普及などのいろいろな

動きがございます。こういった大きな動きの中で、私ども民鉄事業者の協会でございますので、会員各社とともに、まさしく今日ご説明がありました「共生社会」の実現を目指して、できることは逐次やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、東京バス協会、二井田委員、いかがでございましょうか。

○二井田委員 東京バス協会の二井田でございます。

私どもは、都内のバス事業者の団体でございます。バリアフリーに関しましては、資料1の2枚目にありますけれども、交通局さんにおいては、現在のノンステップバスの後方部分の段差をなくしたフルフラットバスというものも導入されておりますし、民営事業者においては、このバスについてはまだ導入実績はないわけですが、中段にございますリフト付き観光バス、こういった車両も東京都さんの補助金もいただきながら、鋭意導入を進めているところでございます。

先ほど、バリフリ法の改正の話がございましたけれども、その中で、こういったハード面の整備に加えて、ソフト面も一体的に推進していくという方向性が示されております。事業者においては、毎年度、バリフリの計画を作成して公表し、またその成果についても定期的に報告していくというようなことが示されておりますので、着実に進められるよう、今後とも取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、東京ハイヤー・タクシー協会、小池様いかがでございましょうか。

○小池業務部長 東京ハイヤー・タクシー協会、門井の代理で参りました小池と申します。

タクシー協会においては、現在、20年度までに1万台を目標としてユニバーサルデザインタクシーの導入を推進しておりますが、皆様もご承知のとおり、ジャパンタクシーというトヨタの新しいユニバーサルデザインタクシーが発売されて、おおむね東京都内では7,000台ぐらいの車両が走るようになってございます。これは、トヨタが一般のセダン型の車両をもう生産しないという状況の中での台数でございますので、1万台にとどまるものではなくて、今後さらにふえていくというふうに想定しておりますが、こちらにつきましては、東京都さんの補助もあり、国土交通省さんの補助もいただきながら導入させていただいているところでございます。

それから、皆さんも多分ご承知おきのことかと思いますが、一部、車椅子をご利用される方々にご不便をおかけしていたという報道等もされておったところではございますが、これを受けてということではございませんが、各会社において、そういったスロープ板等々の出し入れの研修や練習を実施しておりますし、また、トヨタさんと連携を取りまして、より簡易なスロープの設置に向けての新しい車両の発売というのも4月から

開始されておりますので、その辺についても、随時改善を図っていているというところでございます。

以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。前回この会議でも少し話題になったことが改善されているというご報告ですね、ありがとうございます。

続きまして、全国銀行協会、諏訪委員、いかがでございましょう。

○諏訪委員 全国銀行協会の諏訪でございます。

今まで、小川がお世話になっておりましたけれども、この4月にパブリックリレーション部の部長に就任いたしましたして、まだ勉強中というところで、本日、非常に興味深くいろいろご報告を承ったところでございます。

全国銀行協会は、全国にございます金融機関、都銀のみならず、地銀、第二地銀、そういうところも含めた117行を会員としております業界団体でございますけれども、従来からご説明申し上げているところではあるんですが、地域の発展も見据えまして、障害者、それから高齢者の皆様を含めたあらゆるお客様に利用しやすいサービスを提供するという観点で、サービス改善に努めているというのが現状でございます。少し差はあろうかとは思いますが、店舗やATMのバリアフリーというところに日々取り組んでいるというのが実態でございます。

ですので、こういった取り組みというのは、とまるものではなく、改良していくものという意識のもとで各金融機関は頑張っているところではないかというふうに認識しております。

障害者差別解消法の対応というところで言いますと、私ども銀行はご存じのとおり、金融庁が所管になるんですけれども、金融庁の監督指針の中でも、さまざまな規定が盛り込まれておりますので、例えば、代読ですとか、そういうところも踏まえながら、さらに取り組んでいっているところでございます。

私ども協会におきましては、今年度、障害者差別解消法などを踏まえまして、まだ仮のテーマではあるんですが、「ダイバーシティ・マイノリティの尊重について」というタイトルで私どもの会員向けの講演会というのを下期9月、10月あたりに開催しようというふうに思っております。こちらでハード面だけではなく、今もいろいろお話のあった心のバリアフリーというところも踏まえながら、見識者の皆様にお集まりいただいて、ご登壇いただいて、より一層銀行の関係者の認識を深めていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、日本百貨店協会、高橋委員、いかがでございましょう。

○高橋委員 日本百貨店協会の高橋でございます。よろしく願いいたします。

私どもは、百貨店の業界団体でございまして、全国の百貨店で、現状取り組んでいる

ことをご紹介させていただきたいと思います。

百貨店には様々なお客様に店頭にお越しいただきます。昨年9月になりますが、業界で「百貨店のユニバーサルマナーハンドブック」を作成いたしました。様々なお客様に対して、受け答えなどを百貨店業界として統一していこうということで、統一のハンドブックを使用して全国で勉強会を開催したりしています。

また、店頭では、「思いやりをかんがえる。」という業界統一ステッカーを作製し、お店の入り口貼っています。これは、駐車場やエレベータなど、優先してお使いいただきたいお客様のお気持ちを考えようということで、統一のステッカーで、ご協力の呼びかけを行っているところでございます。

また、アクセシブル・ツーリズムに関しては、今年2月に勉強会を開催いたしまして、例えば、車椅子の方の移動に必要な幅ですとか、目線などを改めて勉強し、様々なお客様が楽しくお買い物をしていただける場をつくろうという勉強をしながら日々努力しているところでございます。今後も、お客様の利便性を考えながら、取り組みを行ってきたいと思っております。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、日本フランチャイズチェーン協会、伊藤委員、いかがでございましょう。

○伊藤委員 日本フランチャイズチェーン協会、専務理事の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

私たちの協会は、フランチャイズビジネスを展開していますフランチャイズ本部の集まりの団体でございます。この事業者団体等連絡協議会につきましては、コンビニエンスストアを代表して出席させていただいております。

私たちの協会に加盟しておりますコンビニエンスストアは、国内で大体5万7,000店ございますけれども、そのうち東京都だけでも7,500店舗を有しています。主な取り組みは、新規に出店する場合については、基本バリアフリーで設計されてございます。

ただ、なかなか既存の店舗ということになりますと、全てを切りかえるというわけにはいかない状況がございますので、もう一点の心のバリアフリーに力を入れているというのが実態でございます。

特に心のバリアフリーということに関しては、コンビニエンスストアを中心にして、セーフティステーション活動というものに14、5年前から取り組んでございます。セーフティステーション活動の取り組みの内容は大きく二つございまして、一つが街の安全・安心に協力していこうということ、もう一つは、青少年環境の健全化に取り組んでいこうということでございます。

具体的には、安全・安心なまちづくりに協力していこうということについては、駆け込み寺的な機能を果たしていこうということです。困っている方がいれば駆け込んでき

ていただいて、何らかの形でフォローして差し上げるということでございます。

ハンデをお持ちの方については、入り口からサポートをする。あるいはまた、買い物のお手伝いもしてございますし、お年寄りの方が迷い込んでこられるというケースもございますので、そういった方についても、サポートをする。あるいはまた、深夜に女性の方たちが変な人に追いかけられたというようなことでも、駆け込んできた場合に、110番通報やご家族の方が迎えに来られる迄お店にいて頂く等の対応をしております。あるいはまた、子供たちが駆け込んできた際も同様にサポートするというような活動をしてございます。

このセーフティステーション活動については、全店が真剣に取り組んでございます。ハンデをお持ちのお客様からも、コンビニに行ってすごく助かったという声もいただいておりますので、今後さらに取り組んでいきたいと思っております。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、日本チェーンストア協会の滝委員、よろしく願いいたします。

○滝委員 日本チェーンストア協会、関東支部の滝と申します。よろしく願いいたします。

私も今回初めて参加させていただきます。まだ余り知識もないところで、恐縮ではございますけれども、勉強させていただきたいと思っております。

私どものチェーンストア協会は、通常会員56社、賛助会員462社の食品スーパーを中心に、チェーンストアの発展のために発足した小売業の団体でございます。

各小売スーパーの最近の新規店舗に関しましては、しっかりと各社バリアフリーに取り組んで、バリアフリーの店舗づくりがなされており、また改装している店舗に関しましても、順次、バリアフリー化を進めております。

ただ、既存店舗、古いお店ですと、まだまだ進んでないかなというところがあります。

あと、我々もいろいろなお客様を相手にしている商売というところがありますので、さまざまなご意見をいただいております。私どものお客様からいただいた声で、私もショックだったのが、私どもの新店のだれでもトイレに、オストメイトの汚物流しを設置したのですけれども、お客様の声で食品スーパーでそういうのは必要ないだろう、汚いという声が出たりしました。必要な方がいらっしゃることがまだまだ一般に伝わっていないのかなと非常に感じております。

駐車場に関しても、これもやはりお客様から、必要な方がとめられないという声も非常に多くいただいております。

我々もなるべくこういった必要な方に使っていただきたいという案内はしておりますが、使われる方のモラルの問題なのかということもあり、我々も、どうしていいのかなということでは悩みつつも、やはりしっかりご案内していくしかないのかなと感じております。

あとは、私、チェーンストア協会に加盟しているスーパーマーケットのライフの者で

ありますが、当社の取り組みを説明させていただきますと、従業員に、東京都で決められたヘルプマークを知っていますかという質問を研修でしています。この結果として弊社従業員では意外と知られていなかったということがわかりましたので、ことし1年かけて、全従業員にこういったヘルプマークを知ってもらい、まずは、我々が小売業という以前の問題として、人として、ヘルプマークをもっている方には助けを必要としている方がいらっしゃることをわかってもらうよう会社として取り組んでおります。

チェーンストア協会としましても、各社さまざまな取り組みがある中で住みやすい、暮らしやすいまちづくりに協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、東京都商店街振興組合連合会、島田委員よろしくお願いいたします。

○島田委員 東京都商店街振興組合連合会事務局の島田と申します。よろしくお願いいたします。

現在、東京都には、約2,500強の商店街があります。ことこの福祉のまちづくりの分野に関しましては、まだまだ広く知れ渡っていないというか、私どもも情報発信しているんですけども、自分たちの商店街の存続が現状、ままならないという非常に厳しい状況の中で、福祉まで手が回らないというのが現状だということをよく私どもは聞いております。

一生懸命やっている商店街に関しましては、昨年度も福祉のまちづくりの功労で知事感謝状をいただいた商店街があったりとか、資料5-2の心のバリアフリーの好事例企業ということで、自由が丘の商店街が掲載されたりとか、一生懸命やっている商店街はあるんですけども、大多数の商店街が、本当に今ネット販売が普及して、なかなか実店舗で買い物をしてくれないとか、自分の商店街のお店がどんどん減ってしまって、商店街がどんどんなくなっていく現状の中で、この分野についてはまだまだ私どもの情報発信が足りないのか、まだ本当に微力ながらしかご協力できないという恥ずかしい状況でございますので、これから私ども商店街としても、買い物弱者が出ないような形なるべく高齢者が安心して買い物できるような状況をつくるべく、ご協力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

東京都興行生活衛生同業組合、大出委員、よろしくお願いいたします。

○大出委員 興行生活衛生同業組合の事務局の大出と申します。今回より参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

私どもは、映画館や演芸場の組合で、全国の事務局も務めております。

バリアフリーという面では、備品レベルで対応できる、筆談ボードですとか、そういった部分は行われているのと、あとは、車椅子でござんいただけるようなスペースを設

けているというハード的な部分でしたり、ソフト的な面で言いますと、日本の映画であっても、日本語の字幕が出るような上映を行っていたり、通常の映画を流しつつ、スマートフォンのアプリを利用して、イヤホンをつけて鑑賞すると、副音声と一緒に聞けるようなサービスなども、進んでいる状況です。

それと、映画館は非常に機械化が進んでいまして、従業員の数が昔に比べると非常に減っています。お客様の数は、一度に1,000人から、多いところだと2,000人ぐらいの方がごらんになることもあるんですけども、仮に緊急の事態、地震などが起こった場合に、少ない従業員で全てのお客様をご案内するときに、車椅子のお客様などを緊急で優先的にご案内できるかという、なかなか難しい部分もあるかもしれませんので、一般のお客様にも、ある程度ご協力いただかなくてはいけないかなという部分では、ヘルプマークなどの普及に関しては、従業員だけではなくお客様にも知っていただく必要があるのかなというのは、この会議に参加させていただいて感じたところでございます。

あとは、バリアフリーとはちょっと話は違うかもしれないんですが、シネコンと呼ばれるような企業様では、業務の切り分けを行った上で、障害者雇用を進めているところも非常に多くなっているというようなことも聞いておりますので、そういったお客様をお迎えするという部分だったり、あとは、障害者の方でも働けるような企業を目指して努めていければと考えております。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○前川会長 ありがとうございます。

続きまして、東京都遊技業協同組合、安藤委員、いかがでございましょうか。

○安藤委員 私どもは、都内のパチンコホールの組合であります。

説明をお聞きしまして、施設整備の関係で、まだまだ私どもが取り組むべき課題があるのかなというふうに考えております。

あと、私どもも、やはり地域のコミュニティとしての役割も果たしていきたいと考えておりますので、去年ですけれども、「心のバリアフリー」サポート企業の資料をいただきまして、10月に、700名ほど参加する経営者の研修会がありまして、そこで私が説明をして、登録企業になっていただけないかということをお願いしたんですけど、多分、私の説明不足もあったのかもわかりませんが、どこも登録していただけなかったのかなというふうに感じているところです。

もし、担当の方が来て、説得力のある説明をしていただけたら、何かもう少し登録できるところがあるのかなと思うのですがいかがでしょうかね。

経営者研修会は年に1回なんですけれども、それでなくても、2カ月に1回ぐらい100名ほどの役員の方の出席する会があるので、もしそういうところで説得力ある説明ができれば、登録していただけたところがあるのかなと思いますので、もし、また機会

がありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前川会長 それでは、アビリティーズ・ケアネット株式会社、中村委員、いかがでございましょう。

○中村委員 私どもは、福祉関係全般の代表として、意見を述べさせていただければと思っております。

きょう、ご説明いただきました宿泊施設のバリアフリー化推進事業のメインパートナーとして、セミナーの運営、展示の運営、そしてアドバイザーの派遣の担当をさせていただいております。

そもそもパラリンピック開催に向けて、ユニバーサルルーム、バリアフリールームが実態として少ないということもありますので、これをどうやってふやすかというところがこの事業のスタートだったというふうに考えております。

ただ、実際宿泊施設さんは、どういうふうに対応したらいいんだろうと困っているところがありまして、こちらとしては、それほど難しく考えないで、今あるものを少し工夫するだけでも、ユニバーサルルームになるし、バリアフリールームにもなるという、そういうような視点で当事者を多く呼んで、そこで安心してもらおうというのでしょうか、こんな対応でも、十分できるんだというところを理解していただくような内容で進めております。

ただ、このセミナーをやっていく中で、やはり宿泊施設の方からも多くの相談も寄せられていて、単に宿泊施設の問題だけではなくて、その宿泊施設にたどり着くまでの交通の問題であり、また泊まっている間の周りの観光ですとか、食事とか、その地域に出ていくことに対するご要望と言いますか、そういった相談も実際は受けております。そういう意味では、こういった事業者団体の連絡会で、各団体様のほうからも、関心を持っていただいて、さらなるバリアフリーに向かっていただけたらなというふうに思っております。

もっと言いますと、きょうご紹介されましたユニバーサルデザインナビ、これはバリアフリーやユニバーサルに関する全ての情報がつまっていて、各団体様ももっと関心を持って、中身の充実をしていただけたらなというふうに思っています。

これは本当に東京唯一のすばらしいホームページで、障害者の方や高齢者の方も含めて、あと、妊婦さんとか、そうした誰もがここを見て、情報がつかめるようになっていくと、本当に使いやすい、過ごしやすい、生活しやすい町になっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういったところもぜひ関心を持っていただきたいと思っております。

最後ですけれども、東京都の理学療法士協会、病院でいうリハビリテーションの先生ですね。この方たちがことしからスタートしたんですけれども、エスカレーターで歩かないという、そういう運動を始められております。当然、身体障害で歩けない、あるいは、うまく歩けない、そういう方たちがいらっしゃるということと、あるいは内部障害

をもたれていて、やっぱり思うように歩けない、そういう人たちも安心して、誰もがエスカレーターで立ちどまっているのが当たり前の社会をつくりたいということで運動が始まっておりますので、ぜひそういうことも関心を持っていただければと思っております。

以上です。

○前川会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、日本労働組合総連合会東京都連合会の大澤様、お願いします。

○大澤副事務局長 日本労働組合総連合会東京都連合会の大澤でございます。きょうは本田の代理で出席させていただいております。

私たち連合東京の現状の取り組みを報告させていただきたいと思っております。

私たち連合東京は、上部団体の連合本部の要請と指導に基づきまして、障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向けた取り組みを展開しております。

とりわけ来年の2020年東京オリンピック・パラリンピックを絶好の機会に捉えまして、連合東京に加盟している各構成組織の方々に、パラリンピックの体験会を通じた各種取り組みを進めているという状況になります。

直近で言いますと、パラリンピックの約1年前になりますので、連合東京の加盟している構成組織の方々が対象になるんですけれども、1年前イベントをやりながら引き続き取り組みを進めていくということになります。

あわせて、一時的な盛り上がりにならないようなこととして、ことし10月17日に連合東京が定期大会を開催するんですけれども、連合東京の30周年のキックオフイベントということで、定期大会の終わった後に、記念講演を実施して、共生社会の実現に向けた取り組みということで、講師の方をお招きして、2020年以降についても引き続き共生社会の実現に向けた取り組みをどのような形で進めていくかということも含めて講演していただき、引き続き取り組みを進めていくという状況になります。

以上になります。

○前川会長 ありがとうございます。

最後に、私、東京都建築士事務所協会の前川と申しますけれども、私ども東京都建築士事務所協会と申しますと、世間的には要は設計事務所と呼ばれている団体でございます。

そういった設計事務所の団体でございますけれども、私どもを初めといたしまして、設計事務所もしくは設計にかかわっている団体といたしましては、東京建築士会さん、日本建築家協会さんがございます。これは私どもと同じように、いわゆる意匠と申しまして、建物全体の設計にかかわる団体でございます。その3団体で東京三会建築会議というのを設けております。この会議の中で、今の東京の町自体が、だんだん新築よりも高度成長期、もしくはそれに続く時期に建築された建物を、昔建てた用途ではない用途に変えていくリノベーションと呼ばれる時代に来てると、東京が成熟してきたが故

の用途変更が多く出ていると。その中で、こういった福祉のまちづくりとか、そういった条例が徐々に実態に合わなくなりつつあるというようなことがございます。もともと事務所として建てられたものを保育園として使うようになっていたり、そういった立地のよさが故に保育園になるとか、そういったようなこともございまして、少しずつ時代にあった福祉との共生と申しますか、そういったことが必要な時代になってきている中で、やはり東京都さんのほうがおつくりになる条例というのは、学経中心のご意見が反映された条例が多いということで、私どもの実務を行っている業者と申しますか、設計事務所としては、少しずつ対応しにくくなっているなというのが、意見としてございます。

そういったことから、今度私どもは、先ほど申しましたように意匠だけの会議だけじゃなくて、設計には工場設計、設備設計等いろいろな分野がございまして、耐震の関係のことをやるのが構造でございまして。また、排水管とか、空調とか、そういったものをやるのが設備でございましてけれども、そういった業界の方々とも、7月から会議体を設けて、業界全体として、これからの東京にどのような建築がふさわしいのかというようなことを議論していきたいなというように思っているところでございます。

そういった東京の成熟、いろいろな段階を経て、建築のあり方について今後、業界として議論を進めていく中で、東京都様におかれましては、学経の意見だけでなく、私ども実務者の意見も反映していただけるようお願いしたいというように思っております。

きょうお話がございました競技場であるとか、観劇施設のサイトラインにつきましても、国立競技場を設計いたしました私どもの協会の梓設計の意見をお聞きいただいたというようなことがございましたので、今後ともこういった実務者の声をくんでいただく機会を持っていただければというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

今のは会長というよりは、ここに参加している事業者団体の一員の意見として聞いていただければと思います。

それでは、以上、本日の会議は終了いたしますけれども、事務局におかれましては、今いろいろ頂戴したご意見を参考にしながら、各事業を進めていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、皆様、円滑な会議の進行にご協力いただき、どうもありがとうございました。

最後に、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○中條福祉のまちづくり担当課長 事務局です。

皆様、本当に貴重なご報告、そしてご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございました。各団体様もバリアフリーにつきましても、ハード、そしてソフトと一体的な取組をしていただいているということで、本当に心強く、ありがたく思っております。

また、先程お話のありました出前講座であるとか、出張説明もご相談いただければ、可能な範囲で対応できると思っておりますので、ぜひお問い合わせいただきたいと思います。

また、ユニバーサルデザインナビにつきましても、関心を持っていただければ、本当にありがたく存じますので、よろしく申し上げます。

いただいたご意見は、今後の施策に生かさせていただきたいと思っております。

本日、お配りしました資料は、重たいものもございますので、後日郵送させていただきます。本日、お持ち帰りになりたいものだけお持ち帰りいただければ、残りをそのままお送りしますので、よろしく願いいたします。

最後に、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。

(午後04時14分 閉会)